

例えば、2月20日が初診日の場合、2月19日における20歳に達した日の属する月から、初診日の属する月の前々月(12月)までの保険料納付状況が判断されるということになります。ただし、これには特例があり、初診日において65歳未満で、平成18年(*)4月1日前に初診日(死亡日)があるときは、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの過去1年間の内に保険料の滞納がなければ要件を満たしていることとなります。
*この平成18年は、この4月1日から平成28年と改正されます。

<梨花さんの疑問～その2～>

それでは、私の場合、20歳になっても保険料免除申請をせずそのままにしておいて、障害になったらどうなるの？

<西尾から>

この場合、障害等級に該当したとしても、国民年金からの障害の年金を受給することは出来ません。

20歳前に障害を持った場合、福祉的な意味合いから、障害等級に該当すれば障害基礎年金を受給することが出来ますが、国民年金保険料支払い義務のある20歳からはそのような措置はありません。平成3年3月31日以前の学生は、20歳以上でも国民年金の加入義務はありませんでした。その時代、20歳以上の学生が障害を負い今もって裁判で争っているケースもあります。

障害基礎年金1級であれば、老齢基礎年金の満額の125/100の年金約99万円を受けることが出来ます。

万が一障害を負った場合、他に収入の道があったとしても年間約99万円は大きいですよ。

★年金ケーススタディ～保険料納付要件の実例～

ここで、障害の場合の具体例をお話しましょう。

俊夫さん 昭和45年1月10日生 初診日 平成18年2月20日
被保険者期間 20歳になった平成2年1月から
平成17年12月(初診日の属する月の前々月)迄

被保険者期間月数 192月

保険料納付済期間 168月

この場合、168月>192月×2/3なので保険料納付要件はクリア、障害の年金を受け取ることが出来ます。

死亡の年金の場合は、この初診日を死亡日に読み替えてください。

いざ！という時に手遅れでは困ります。保険料の支払いが難しい場合は、面倒でも免除申請をしておきましょう。

★年金トピックス～年金基礎知識ーその5～

知って損はない年金の基礎知識を少しずつお話してゆきます。

年金は40年の長きに亘って保険料をという話ですので、当然昭和という年号も登場します。

年号が変わるのがややこしいですよ？そこで簡単な計算法をご伝授します。

○昭和26年2月15日生まれの人の現在年齢の計算は？

$$18+63-26=55\text{歳}$$

現在の年号に昭和の定数63を足し、生年を引く

○現在55歳の人の生年は？

$$18+63-55=\text{昭和26年}$$

現在の年号+昭和定数、そして年齢を引く

昭和63年=平成元年

昭和の定数と平成の年号を足すことで、結局昭和の年号に直して計算しているということになります。

今年、昭和でいうと81年なのですね。

~~~~~編集後記~~~~~  
年金説明会の件ですが、ただいま会場探しに  
奔走中です。  
4月なので、中々会場をゲットするのが難しい  
のです。  
しばらく告知お待ちくださいね。  
それでは、3月1日にまた！  
~~~~~

年金についてのご相談なら
西尾雅枝社会保険労務士事務所
社会保険労務士 & 年金コンサルタント & ファイナンシャルプランナー
西尾雅枝
〒604-8155
京都市中京区錦小路通室町東入ル
占出山町308 ヤマチュービル2F N10
電話&FAX(075)241-4586
メールinfo@nishio-sr.com
WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

* このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。 *

西尾雅枝の年金メールマガジン～どんとこい！年金～
発行システム：『まぐまぐ！』<http://www.mag2.com>
配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>